

二十八 26.2 の次に 20 として次のように加える。

26.2 の 2 第十四条 (1) (a) (i) 及び (ii) に規定する要件の点

(a) 二人以上の出願人がある場合には、国際出願が少なくとも出願人のうちの一人により署名されているときは、第十四条 (1) (a) (i) の規定の適用上、十分なものとす。

(b) 二人以上の出願人がある場合には、4.5 (a) (ii) 及び (iii) に規定する表示が、少なくとも出願人のうちの一人であつて 19.1 の規定に基づき受理官庁に国際出願をする資格を有する者についてされているときは、第十四条 (1) (a) (ii) の規定の適用上、十分なものとす。

二十九 27.1 を次のように改める。

27.1 手数料 (a) 第十四条 (3) (a) の規定の適用上、第三条 (4) (iv) にいう所定の手数料とは、送付手数料 (第十四規則)、国際出願手数料 (15.1) 調査

手数料 (第十六規則) 及び、該当する場合 には、後払手数料をいう。

(b) 第十四条 (3) (a) 及び (b) の規定の適用上、第十四条 (2) にいう所定の手数料とは、国際出願手数料 (15.1) 及び、該当する場合には、後払

手数料をいう。

三十 第二十九規則の表題を次のように改める。

第二十九規則 第十四条 (1)、(3) 又は (4) の規定に従つて取り下げられたとみなされる国際出願

三十一 29.1 (b) を削り 29.1 (a) を 29.1 に改める。

三十二 32.1 の表題を次のように改める。

32.1 承継国に対する国際出願の効果の適用

(a) 国際出願日 (b) に定める期間内にある国際出願の効果は、自国の独立の前においてその領域が、当該国際出願で指定された締約国であつて後に消滅した国 (先行国) の領域の一部であつた国 (承継国) について適用することができる。ただし、承継国が条約を適用する旨の継続の宣言を事務局長に寄託することにより締約国になつた場合に限る。

(c) 出願日 (b) に該当する期間内にありその効果が承継国について適用される国際出願についての情報は、国際事務局により公報に掲載される。

三十五 32.1 (d) を削る。

三十六 32.2 (a) 中の「適用の請求が行われる」を、「国際出願の効果が承継国について適用される」に改める。

三十七 32.2 (a) (ii) を次のように改める。

(ii) 承継国について第二十二條又は第三十 九条 (1) に規定する期間は、32.1 (c) の規定に よる情報の公開の日から少なくとも六箇 月を経過するまで延長する。

三十八 32.2 (b) を削り、(c) を (b) とし、(b) を次のよう に改める。

(b) 承継国は、(a) (ii) に定める期間よりも短い 時に満了する期間を定めることができる。 国際事務局は、この期間に関する情報を公 報に掲載する。

三十九 36.1 (iii) の次に (iv) として次のように加える。

(iv) 国内官庁又は政府機関は、国際予備 審査機関として選定されなければならない

四十 第四十三規則の次に第四十三規則の二とし て次のように加える。

第四十三規則の二 国際調査機関の書 面による見解

43の2.1 書面による見解

(a) 69.1 (b) (2) の規定に従つてことを条件として、国際 調査機関は、国際調査報告の作成と同時に、 次の事由について、書面による見解を作成 する。

(i) 請求の範囲に記載されている発明が新 規性を有するもの、進歩性を有するもの (自明のものではないもの) 及び産業上 の利用可能性を有するものと認められる かどうか。

(ii) 国際出願が、当該国際調査機関の点検 した範囲内で条約及びこの規則に定める 要件を満たしているかどうか。

(b) 書面による見解の作成に当たつては、第 三十三條 (2) から (6)、第三十五條 (2) 及び (3)、 第六十四規則、第六十五規則、66.1 (e)、 66.7、第六十七規則、70.2 (b) 及び (d)、70.3、 70.4 (ii)、70.5 (a)、70.6 から 70.10、70.12、70.14 並びに 70.15 (a) の規定 を準用する。

(c) 書面による見解には、国際予備審査の請 求が行われた場合には、当該見解は、66.1 (a) (2) (b) の規定に従つてことを条件として、66.1 (a) の規 定により、66.2 (a) の規定の適用上国際予備審 査機関の書面による見解とみなされる旨、 並びにこの場合には、54の2.1 (a) に規定する期間 の満了前に当該機関に対し答弁書及び、適 当な場合には、補正書を提出することを 出願人に求める旨の通知を含める。

四十一 第四十四規則の表題を次のように改め る。

第四十四規則 国際調査報告、書面に よる見解の送付等

44.1 報告又は宣言及び書面による見解の写し 国際調査機関は、国際調査報告及び (a) の規定 に基づき作成された書面による見解又は第十七 条 (2) (a) の宣言を国際事務局及び出願人に各一通 同一の日に送付する。

四十三 第四十四規則の次に第四十四規則の二と して次のように加える。

第四十四規則の二 国際調査機関によ る特許性に関する 国際予備報告

44の2.1 報告の作成、出願人への送付 (a) 国際予備審査報告が作成された場合又は 作成される予定の場合を除き、国際事務局 は、国際調査機関に代わつて、43の2.1 (a) に規定 する事項についての報告 (第四十四規則の 二において「報告」という) を作成する。

報告は、43の2.1 の規定に基づき作成された書面 による見解と同一の内容とする。

(b) 報告には、「特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第一章) という表題及び第 四十四規則の二の規定に基づき国際調査機 関に代わつて国際事務局により作成された 旨の表示を付す。

(c) 国際事務局は、(a) に基づいて作成する報 告を一通、速やかに出願人に送付する。 指定官庁への送達 44の2.2 (a) 国際事務局は、44の2.1 (a) の規定に基づき報告が 作成された場合には、93の2.1 の規定に従い報告 を各指定官庁に送達する。ただし、優先日 から三十箇月を経過する前であつてはなら ない。